

議案第二号

町道路線の變更について

道路法第十條第二項の規定にもとづき 次のように町道路線を變更するものとする。

昭和三十六年一月二十日提出

三朝町長 坂出 雅

昭和三十六年一月二十日 原案可決

三朝町議會議長 加藤幸太郎

黒取 東伯 三朝町議會議長印

路線名	現在の起終点	變更認定する起終点	路線變更により発生する延長中員	路線變更により減少する延長中員	路線變更する理由
恋谷線	大字三朝 八七八	大字三朝 一三七	延長 一四六 中員 三五	延長 一五三 中員 四〇	恋谷橋架設位置の変更並に公園計画による。
外谷線	大字三朝 三六八〇二	大字三朝 三八八〇八	延長 一〇〇 中員 四五	延長 一五九 中員 五五	公園整備に伴う変更